

葛尾組合では法に則り、焼却施設から排出される物質のダイオキシン類等进行检查しております。ここではその結果を公表します。

最終更新日 平成30年5月24日

	調査年月日	ダイオキシン類濃度(毒性等量)			ばいじん 単位: g/m ³ N	硫黄酸化物 (排出基準) 単位: m ³ N/h	窒素酸化物 単位: v/vppm	塩化水素 単位: mg/m ³ N	水銀 単位: mg/m ³ (μ g/m ³)	一酸化炭素 単位: v/vppm
		排出ガス	飛灰	焼却灰						
		単位: ng-TEQ/m ³ N	単位: ng-TEQ/g	単位: ng-TEQ/g						
1号炉	平成30年5月24日	0.100	0.18	0.0270	0.004	0.71 (62.20)	44 (250)	9	0.35 μ g/m ³	10
	平成29年5月11日	0.024	0.19	0.0023	0.007	0.57 (62.32)	69 (300)	5	未検出	19
2号炉	平成30年4月13日	0.023	0.08	0.0032	0.004	0.52 (54.80)	87 (250)	9	1.2 μ g/m ³	4
	平成29年4月12日	0.011	0.29	0.0077	0.006	0.71 (57.92)	54 (300)	18	未検出	34
排出基準		1	3	3	0.08 (O ₂ 12%換算)	(K値=17.5)	-	700 (O ₂ 12%換算)	-	- (O ₂ 12%換算)

※水銀については、大気汚染防止法が改正され、平成30年4月1日から排出基準が変更されました。